

法令準拠型から自律的な管理を基軸とする化学物質管理への移行 ⑥

（一社）名北労働基準協会 企業内コンプライアンス教育推進室長・作業環境測定士 杉山正義

最終となります今回は、今年度に施行されました残りの項目について解説します。

1. 化学物質を事業場内で別容器等で保管する際の措置の強化

労働安全衛生法第57条にて譲渡・提供時のラベル表示が義務付けられていますラベル表示対象物質を、事業所内で別容器に入れ、または包装して保管する際には、その容器や包装への表示、文書の交付等により、内容物の名称やその危険性・有害性情報（人体に及ぼす作用）を明示しなければなりません。（令和5年4月1日施行）

備の範囲が広がり、従来の化学設備・特定化学設備に加えて、SDS交付対象物質の製造・取扱設備及びその付属設備も加えられました。（令和5年4月1日施行）

と、3年ごとに必要となります。
（別掲2参照）

3. 特殊健康診断の実施頻度の緩和

有機溶剤、特定化学物質（特別管理物質等を除く）、鉛、四アルキル鉛に関する特殊健康診断の実施頻度について、一定の要件を満たした場合は、事業者はその実施の頻度を1年以内ごとに1回に緩和できます。（通常は6カ月以内ごとに1回）（別掲1参照）

物質管理について解説をいたしましたが、今年度の施行内容及び来年度に施行される項目につきまして、今年度に施行されたとともに、そのために当協会が実施いたします①無料相談②無料訪問コンサルティング、③化学物質管理の労働者への教育のための化学物質管理セミナー、④各種企業出張研修、につきまして引き続きご利用いただきまますようお願い申上げます。

2. 注文者が措置を講じなければならない設備の範囲の拡大

労働安全衛生法第31条の2の規定により、化学物質の製造・取扱設備の改造、修理、清掃等の仕事を外注する注文者は、請負人の労働者の労働災害を防止するため、化学物質の危険性及び有害性、作業において注意すべき事項、安全確保措置等を記載した文書を交付することとされています。

また、この措置の対象となる設

■化学物質管理の水準が一定以上の事業場の個別規制の適用除外
化学物質管理の水準が一定以上であると所轄都道府県労働局長が認定した事業場は、その認定に関する特別規則（特定化学物質障害予防規則等）について個別規制の適用を除外し、特別規則の適用物質の管理を、事業者による自律的な管理（リスクアセスメントに基づく管理）に委ねることができます。なお、認定については規則ご

お問い合わせは、
当協会総合受付（☎
052-961-1166）まで。

別掲1

基準	実施頻度
以下のいずれも満たす場合	
①当該労働者が作業する単位作業場所の直近3回の作業環境測定結果が管理区分1（※四アルキル鉛は除く） ②直近3回の健康診断において、法令で定める項目に所見がない <ul style="list-style-type: none"> ・その物質によることが疑われる自覚症状、他覚所見（各項目）がない ・作業条件の簡易な調査、作業条件の調査（実施した場合は、作業環境の再測定、個人ばく露測定などを含む）でばく露状況に問題がない ・法令で定める項目に含まれている場合、生物学的モニタリング指標が分布1又は基準値以下 ③直近の健康診断実施日から、ばく露に大きな影響を与えるような作業内容の変更がないこと	次回は1年内に1回 （※前回の健康診断実施日以降判断するための情報が揃ったタイミングで緩和可能か判断）
上記以外	次回は6カ月以内に1回

※上記要件を満たすかどうかの判断は、事業者が労働者ごとに行うこととする。この際、労働衛生に係る知識又は経験のある医師等の専門家の助言を踏まえて判断することが望ましい。

※同一の作業場で作業内容が同じで、同程度のばく露があると考えられる労働者が複数いる場合には、その集団の全員が上記要件を満たしている場合に実施頻度を1年以内ごとに1回に見直すことが望ましい。

（令和5年4月1日施行）

別掲2

① 事業場に専属の化学物質管理専門家が配置され、リスクアセスメントの実施管理等をしていること。	
過去3年間について	② 各特別規則が適用される化学物質等による死亡または、休業4日以上の労働災害が発生していないこと。 ③ 各特別規則に基づき行われた作業環境測定の結果が全て第1管理区分であったこと。 ④ 各特別規則に基づき行われた特殊健康診断の結果、新たに異常所見があると認められた労働者がいないこと。 ⑤ 外部の化学物質管理専門家による評価を1回以上受け、労働者の健康障害予防措置等が適切と認められたこと。 ⑥ 事業者が安衛法及びこれに基づく命令に違反していないこと。



化学物質支援事業パンフレット
当協会が実施する各種化学物質関連研修ほか